

平成25年9月9日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

7番	平野広行	8番	三浦義光
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	山田英夫	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊藤久幸	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 福祉課長	前野幸代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆
開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八木春美
監査委員 事務局長	松川保博	財政課長	石田裕幸
秘書企画課長	山口精宏	税務課長	伊藤好彦
収納課長	山守修	市民課長兼 鍋田支所長	平野進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第42号 弥富市子ども・子育て会議条例の制定について
日程第3	議案第43号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
日程第4	議案第44号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第5	議案第45号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第46号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7	認定第1号 平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8	認定第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	認定第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	認定第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	認定第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	認定第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

継続議会の会議を開きます前に、1番議員 伊藤勝巳議員、2番 川瀬知之議員、3番 鈴木議員が少しおくれるという連絡が入っておりますので、ただいまより継続議会の会議を開きます。よろしくお願いいたします。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 議案第42号 弥富市子ども・子育て会議条例の制定について

日程第3 議案第43号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第44号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第45号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第46号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 認定第1号 平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第42号から日程第13、認定第7号まで、以上12件を一括議題とします。

本案12件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

なお、質疑に入ります前に、本日質疑の予定のあります三宮十五郎議員から関係書類の配付の依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

まず横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 9番 横井昌明です。

私は、通告に従い、24年度決算について質問いたします。一般会計等決算の歳入についてお尋ねしたいと思います。

税の税目別徴収の状況について、24年度不納欠損額が9,936万8,696円でありました。これは、22年度の1,492万4,000円、23年度の1,385万6,000円に比べ、大変大きな金額であります。その理由をお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 山守収納課長。

収納課長（山守 修君） おはようございます。

それでは、横井議員の御質問にお答えします。

平成24年度決算における市税の不納欠損額は9,936万9,000円であり、そのうち、処分停止即欠損額が7,690万3,000円でありました。前年度と比べ全体で8,551万3,000円増加しております。そのうち、処分停止即欠損による増加額が7,454万円で、大半を占めてございます。

御質問の平成24年度の処分停止即欠損額が極めて多い理由といたしましては、楠2丁目地で操業しておりました富士ハウスの資材部門でありました日京株式会社が平成21年2月に破産手続を開始し、平成23年10月に破産手続廃止決定を受け、同年11月に会社の登記簿謄本を閉鎖したことから、未納額の徴収の見込みがなくなり、当該企業の固定資産税の未納額7,063万8,000円 内訳としましては、20年度の4期分ほとんどの1,430万4,000円と平成21年度の課税分の課税額のほとんどの5,633万4,000円でございます を平成24年度に即時欠損をしたことが主な理由でございます。ちなみに、この企業の年額の固定資産税額につきましては約5,800万円でございます。以上です。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今、御説明がありましたけれども、その企業につきましては、企業立地奨励金の交付対象地域の企業と思いますが、その辺の奨励金の関係はどうなっておるのでしょうか、お尋ねします。

議長（佐藤高清君） 山守収納課長。

収納課長（山守 修君） 議員御指摘のように、企業立地の促進に関する条例によります奨励金の交付の対象になっておりました。ですけれども、交付に際しましては納税が条件にございます。この企業につきましては、2カ年度にわたり未納がございましたので、2カ年度分の交付予定額約1億1,600万円につきましては交付をしておりません。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） では、次に進ませていただきます。

次に、税の滞納についてお尋ねしたいと思います。

税の収入未済額で、一般会計 3 億8,871万2,479円、国民健康保険 3 億9,133万4,038円、合計で 7 億8,004万6,517円の滞納金額がございます。これは、どのような理由でこんなに多いのか、また今後滞納整理及びどのように徴収される計画であるのか、お尋ねしたいと思いません。

議長（佐藤高清君） 山守収納課長。

収納課長（山守 修君） まず初めに、平成24年度の滞納繰越分の収入実績を御説明いたします。

市税につきましては、収入額 1 億85万9,000円で、前年度を838万3,000円上回っております。国民健康保険税につきましても、収入額 1 億157万5,000円で、前年度を2,570万6,000円上回る実績となっております。また、収入未済額につきましては、前年度より市税が 1 億1,904万3,000円、国民健康保険税が4,389万円と、それぞれ下回る結果となっております。

次に、御質問の収入未済額の今後の滞納整理事務についてですが、6月議会の答弁と重複しますが、滞納をなくす最も重要な事柄につきましては、納税者の納税意識の向上であるというふうに考えております。ですが、滞納対策としましては、納税しやすい環境づくりと徴収の強化を図っております。

納税しやすい環境づくりとしましては、平成24年度より国民健康保険税と軽自動車税のコンビニエンスストアの納税を実施し、平成26年度から固定資産税と市・県民税のうち普通徴収分の 2 税の追加を予定しております。これによりまして、30万円を超える税額を除き、365日24時間納税できる対応を進めております。

次に、徴収の強化につきましては、平成23年度より県と市町村で組織する西尾張地方税滞納整理機構に参加し、年間約100件の事案の滞納整理を依頼し、顕著な実績を上げております。今後も引き続き機構への参加を行ってまいります。

また、平成24年度より徴収員 1 名を配属し、主に現年度・前年度未納者宅への臨戸徴収や催告を行っており、今年度も同様な対応を進めております。なお、今年度は徴収グループの職員 1 名の増員がなされております。

以上のように、組織や人員の増加による徴収の強化を行っております。今後も、必要に応じ差し押さえ等の滞納処分の実施をし、納税意識の向上を図っていく考えでおります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9 番（横井昌明君） 今後も滞納整理ということで、いろいろ努力をしていただきたいと願っております。

では次に、歳出についてお尋ねしたいと思います。

2 款 1 項13目19節、地域公共交通活性化協議会負担金についてでございます。

協議会決算で、平成22年度、歳入が2,600万円、歳出が1億2,575万8,201円、平成23年度、昨年でございますけれども、歳入が4,971万5,000円、歳出が1億3,533万8,520円、ことしの24年度決算ですが、歳入が1,672万8,511円、歳出が1億281万3,132円でありました。これは、昨年と比べるとバス5台で、23年度は毎日運行しておりました。そして、24年度は日祭日を除く毎日で、運行総日数で67日減っております。利用者で見ると、昨年に比べると2,556人ふえております。

バスを市民の方にたくさん利用していただくことは大変結構なことでございますが、その割には収入の増加は少ないということでございます。その理由をお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

収入につきましては、国の補助金分を市に返納した額と利子でございます。補助金は市が直接受け取ることはできません。平成23年度までは協議会が、平成24年度については、調査事業については協議会、運行事業については運行事業者である三重交通が受けることになりました。協議会や運行事業者が受け取った同額を市に納付することになっております。

なお、運賃収入につきましては、運行委託料から差し引いた額を運行事業者に支払うということになっておりますので、運賃と収入につきましては相関関係はございません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に、財産調書からの質問をさせていただきます。財産調書というのは、決算事項別明細書の一番最後のページに財産調書がございます。ページ数でいうと、286ページでございます。

財産調書から、普通財産は、昨年より2万6,071平米減り7万1,889平米に変更されております。日の出小学校の2万1,675平米の行政財産移行はわかりませんが、残り4,388平米はどうなっているのでしょうか。資産売却でも行ったのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、横井議員の普通財産の変動についての御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、普通財産は2万6,071平方メートル減となっております。この内訳につきましては、議員がおっしゃられました日の出小学校の用地でございますけれども、この用地を普通財産から、小学校の開校に伴いまして2万2,366平米を行政財産に持っていきました。

続きまして、十四山スポーツセンターでございますけれども、151.78平米を分筆によりまして地積更正をして減とさせていただいております。また、十四山スポーツセンターを、多

目的広場のところでございますけれども、これが2,619.22平方メートルございますが、これを普通財産から行政財産のほうに変更をさせていただいております。

また、鮫ヶ地ゲートボール場につきましても、934平方メートルを普通財産から行政財産へ変更をさせていただいておりますので、この関係で、普通財産が2万6,071平米減となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 私は、決算書を見て次のことを思いました。

それは、平成24年度一般会計決算の歳入金額を見ますと152億2,227万8,918円、歳出が145億8,385万7,606円、それに繰越明許が6,988万7,000円で、差引繰越額は5億6,853万4,312円であります。今年の3月に減額補正予算の精査した金額が2億8,558万7,000円、それを加えると8億5,412万1,312円であります。予算項目が確実に実施されたとすれば、24年度予算からの繰り越しであります。それは決算額の5.8%であります。このことは、予算の款項目の事業見積もり等が非常に甘かったということを示す数字だと思えます。

ですので、今後はもっと厳格に繰り越し等を減らす努力をしてほしいと要望し、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 次に、那須英二議員、お願いします。

4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目、一般会計決算についてでございます。具体的に申し上げます、街路灯、防犯灯についてでございます。

近年、女性や子供を狙った犯罪、不審者等がこの弥富市内でも多くなってきております。市の防犯・防災メールや警察のほうから送られてくるパトネットなども、頻りにメールが送信されてくる状況でございます。

そして、私の住む十四山地区においても、具体的に住民の方が被害に遭われました。それから暗い道を通るのが怖いということで、街路灯や防犯灯をふやしてほしいと、明るくしてほしいという要望が出ております。具体的に申し上げますと、佐古木駅から南に下る県道で、鮫ヶ地や子宝周辺の部分でございますけれども、こういった形で道路に防犯灯、街路灯をつけることはできないかどうか、まずお尋ねいたします。

議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

土木課長（橋村正則君） 那須議員の御質問にお答えをさせていただきます。

交差点などに設置してあります道路照明施設について御説明をさせていただきます。

道路照明灯は、基本的に道路を安全に通行するために設置するものでございまして、設置場所等の設置基準が定められてございます。この基準では、横断歩道、信号機が設置された交差点、見通しの悪い曲がり角、夜間の交通量が極めて多い市街部の道路などが該当してお

ります。

また、道路照明は、住環境や農作物の生育に影響を及ぼすこともありまして、照明の特定の方向への光の遮光などを検討する必要があるとございます。

したがいまして、一般区間での暗い場所の歩行者や自転車等の通行の安全性の向上、または防犯対策などにつきましては、防犯灯での対応をお願いしたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、道路の街路灯では目的が違うということと、つける位置が違うということで、防犯灯での対応ということでございました。

この防犯灯は、決算によりますと、今5,000を超える市内に防犯灯がございますけれども、具体的に今年間何灯ほどの、今の決算でいうと、ここに書いてあるやつですと133灯というのが該当するのでしょうか、まずそれをお答えください。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

新設の関係でございますけれども、前年度につきましては100カ所分の予算を掲載していただきまして、実際に101カ所の新設を行っております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 市内5,000灯を超えるうちで今予算が100カ所ということで、実際につけたのが101カ所でございますけれども、単純に計算して割っていきますと、市内全て、例えば1個の防犯灯を考えるならば、この1個の防犯灯は50年経過してやっと新品に取りかえられるような状況になるということですよ。だから、やはり予算の段階でももう少しふやしていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょう。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 済みません。先ほど101カ所と言いましたが、取りかえが101カ所でございます。

議員も御承知と思えますけど、取りかえの申請につきましては、区長よりの申請という形になっております。取りかえの条件としては、器具故障であり、区長さんより取りかえの申請があったものです。昨年、器具故障があり、区長さんよりの申請を受けたものは全て対応しております。ただ、議員申されるように、更新に50年かかるということを考慮しまして、今後適切な更新ができるよう来年度の当初予算の増額を行ってまいります。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 来年度、予算をふやして対応をしていただくことと、あと申請いただいたものは今全て対応されているということでございますが、実際、伺っていると、電気屋



さんが、要は古くてもつくから大丈夫だという対応の電気屋さん、そうではなくて、やっぱり古いと、これはもう取りかえたほうがいいというふうにして対応される電気さんと、その地域の差があるということを伺っているので、そのあたり、やはり市が率先して指導、古いものに関しては漏電の危険等もあるということも考慮しながら、そういったものに関しては取りかえていくように、電気屋さんに対しても統一していただきたいなと思っております。

それとは別に、新しい電灯というとほとんどLED灯への変更になるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 前年以降、LEDに対応させていただいております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） LED灯で今対応されるということであると、やはり管理としてもすぐ取りかえの手間がなくて簡単なことと、またやはり電力としても消費を抑えることができるし、あとは熱とか虫の防止としても効力を発揮していくものでございますから、やはり古いものに関しては一刻も早くLED灯になるように取りかえていっていただきたいと思っております。

あと防犯灯に関しては、先ほど答弁の中でもございましたが、地元の、要は自治会の単位で申請していただくことになっておりますよね。ただ一般的に、住んでいる方がここ暗いなあ、怖いなあと思ったときに、その方が例えば役員の方だったら、多分そのまま問題なく自治会長さん等にも報告できると思うんですけども、本当に一般市民の方が、あんまり役もやったことがない、例えば若い世代の方々が本当に怖いなあと思ったときにどうしていいかわからない状況があると思うんです。だからこそ、例えば市役所のほうに来ていただければ、自治会長さんに連絡したり等して対応していただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょう。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 防犯灯につきましては、管理というものが区の管理になっております。市から補助金を出すことによって区で管理していただくといったようなシステムになっております。といったことから、申請自体は区長さん、区長補助員さんからの申請ということになっております。

それで、議員のおっしゃられるような、なかなか地域に対してのコミュニティができない方も中にはいらっしゃるかと思います。現実には、そういった方から市に直接お話をいただく場合がございます。その場合につきましては、市のほうから区長さんにおつなぎして、ただ区長さんもどこにつけるかといったようなこと、それからもう一つは、先ほど街路灯の話で

もございましたけれども、農作物等の被害、そういったものが出る可能性もございます。そういったことも含めて区のほうで検討していただいて、こちらのほうにお出しいただくと。ですから、こちらのほうで区長さんにつながせていただいて、実際にどこにつけたいかというようなことにつきましては区長さんとお話ししていただけるような体制をつくってまいります。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 市の役所がそういった対応をしていただけることも具体的にはあると思うんですけれども、やはり住民の方はなかなか言えない方もいらっしゃいますんで、ぜひ、ここ市役所は市民の役に立つところとして、こうした住民の真摯な要望に対して誠意ある対応を今後も続けていただきたいと思っております。

では、2点目でございます。

2点目、公園の管理の問題に対してでございますが、具体的に申し上げますと三ツ又池公園の管理でございます。

この主要施策成果報告書の中ですが、例えば92ページを見ると公園の管理費や整備費等が載っておりますが、ここに三ツ又池公園は載っていないんですね。この三ツ又池公園の管理費というのはどこで記載されて、その管理はどれぐらい今現状かかっているのか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

まず、三ツ又公園の管理でございますけれども、これは、弥富市、愛西市、それから孫宝土地改良区、海部土地改良区で構成します三ツ又池管理協議会で基本的には管理しております。

協議会の予算でございますけれども、年間、25年度予算で2,433万5,000円でございます。市の一般会計のほうの決算でございますけれども、基本的には協議会で管理をしておりますが、一部県のほうの交付金の関係がございまして、それは協議会で申請することができません。したがって、市で申請する分について、今回、芝桜の購入費とそれを整地する工事費については市で申請をさせていただきます。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、芝桜やその整地については県の交付金ということと、管理自体は三ツ又池管理協議会ということでございます。

この管理協議会に市が補助している補助金等はちょっと今どこにあるかわからないんですけれども、お願いします。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 三ツ又池の管理協議会に対しては、直接市からは補助していないということです。

まず構成であります弥富市、それから愛西市から孫宝農地防災促進協議会という協議会に対して補助をさせていただいております。管理につきましては、孫宝農地防災協議会から三ツ又池に対しての管理ということで、またその補助をしていると、そんな補助金の流れでございます。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） この公園の管理は複雑に、要は市からは孫宝防災協議会のほうに行つて、防災協議会のほうから今度は三ツ又池管理協議会のほうに行かされると、こういう流れでございますね。

じゃあ、例えば三ツ又池公園の管理として市のほうが気づいた場合、要は市民の方がここ危険だなあと、ここ危ないんじゃないか、もしくはこの草ちょっと何とかしてほしいとか、こうした要望が出た場合、市では対応することができないということではございませんか。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 市では対応できないといいますが、事務局は市の農政課のほうでさせていただいておりますので、そういった事例が出ましたら、愛西市なり関係土地改良区と調整しまして、予算を執行させていただくということになります。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 市の農政課のほうを担当しているという、事務局を行っているということなので、では、切り口を変えて御質問させていただきますが、今、この三ツ又池公園のショウブ池一本をとってみると大変なことになっておるんですけれども、市長や副市長は最近行かれたことはございますか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三ツ又池公園を新しい弥富市の皆さんの憩いの場にしていきたいということにつきましては、芝桜の植樹という形の中で過去から力を入れておるところでございます。そうした形の中において、先月だと思えますけれども、私も出かけております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 先月伺われたということで、私もそれぐらいに伺わせていただいたんですけれども、現状のショウブ池を見られてどのような感想を持たれましたか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員のこれからお話があるかもしれませんが、あのショウブ池につきましては、アシが両サイドから広く伸びてまいりまして、大変ショウブ池そのものの形の体をなしていないという状況でございます。また、少しの歩道という形の中で板の

歩道があるわけですが、これにつきましても少し危険を伴うということで、私は開発のほうに指示いたしまして、一度危険という状況の中で、ちょっと入っていただくのをやめたらどうかということで指示をしたところでございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 市長、そのとおりでございまして、本当にショウブ池という名目は名ばかりで、実際はアシ畑と言っても過言じゃないという状況と、あとは棧橋が、歩道のほうがあるんですが、本当にその木は腐ってくぎがむき出しになっているような状況でございまして。しかも、今歩こうということであれば、又スビトハギというんですかね、ひつつき虫とよく言われる草なんですけど、あれでくつつくということで、今、その通りは市長の言下のもととめてあるということでございますけれども、せっかくあそこを散歩されていた方もいらっしやいまして、せめて景観よく、気持ちよく散歩できたらなあと、先ほど市長のほうも憩いの場にしていきたいということであるならば、やはりこういった部分に関しても考えていかなければならないんじゃないかなと思いますので、農政課のほうが事務局ということであるので、ぜひとも対応をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

また、三ツ又池公園の管理につきましては、事業が完了してから5年が経過する状況でございまして。5年が経過する状況において、県のほうにもう一度御相談申し上げるということになっておりますので、本当に今のショウブ池を含めてあの周辺のスポットということに対しては、もう一度大きく見直す必要があるんじゃないかということをおもひとしては県と協議をしてまいりたいというふうに思っておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 大きく見直していくということでございまして、それがよい方向に進めばいいなと思っております。また報告のほう、機会のたびにぜひともしていただきたいと思います。

この三ツ又池公園、先ほど市長が言われたとおり、芝桜まつり等もございまして、対外的にも、要はよその市から、よその県からも来られる可能性が大いにあるということなので、そのときにこのショウブ池を見て、何じゃこれはとなってもいけませんので、ぜひともそういったところも含めて考えていっていただきたいと思います。

それでは、一般会計についてはここで終了で、2点目、子ども・子育て会議について伺っていききたいと思います。

新しく子ども・子育て会議を今回設置するというところでございまして、具体的にどのよう

な議題で、これからどのような問題を解決していく会議なのか、具体例があるとわかりやすいので、今考えていることがあればお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

子ども・子育て支援法にも規定されておりますように、市町村は子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、子ども・子育て会議を設置した場合は会議の意見を聞かなければならないとされております。本市におきましても、これから策定します計画について御意見をいただくこととなります。

また、そのほかに、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することも子ども・子育て会議の事務になっております。

したがって、計画を策定すれば終わりということではなく、継続的に子育て支援施策の実施状況を調査審議していただくこととなります。

具体的に申し上げますと、児童クラブの年齢拡大の計画などを子ども・子育て支援事業計画に掲載させていただく場合に、計画策定の段階でまず御意見をいただき、その後、計画に基づいて実際に年齢拡大をして児童を受け入れた後、その実施状況などを会議に御報告し、御審議いただく予定でございます。

また、保育所における一時保育につきましても、今後新たに実施するため計画に掲載させていただく予定でございますので、実施時期、実施保育所、定員などについて御意見をいただき、実施後につきましても、その実施状況について御審議いただく予定でございます。

そのようにして、実施状況についての御審議をいただくことによって、見直したほうがいいところなどの御意見をもとに、よりよい制度にしていきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そうしますと、この子ども・子育て会議は弥富市の子育て施策に大変重要な議論をするところということが言えると思います。ということは、やはり委員の選出について慎重なというか、本当に厳選したいい人材を選ぶ必要があると思いますが、この条例の案によりますと15名以内と書かれておりますけれども、この人数としては15名ということとで考えられているのかと、あと人選についてはどのような形で考えられておるのかということと、あと一般の方から公募の人数の枠がどれほどあるのかということをお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） まず委員の定数につきましては、条例のほうで15名以内という表

現がしてございますが、現在のところは15名を考えております。

次に、委員の選出につきましては、子ども・子育て支援法の規定では、子ども・子育て会議、その他の合議制の機関を設置しない場合などには、子供の保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞かなければならないことになっております。

したがいまして、子ども・子育て会議の委員の選出につきましては、そのような皆様を中心に選出していきたいと考えております。また、委員は15人以内と条例案に規定してございますが、そのうち2名は公募委員とするよう計画しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 15名と2名の公募ということと、あと当事者の意見ということで、子育て中のお父さん、お母さん方で構成と。あと有識者等も含むと思いますけれども、特に当事者の御意見といたしましては、たくさんの当事者がございます。年代別、例えば乳児を抱えている、園児を抱えているお父さん、お母さん、小学生、中学生を抱えているお父さん、お母さん、高校生、大学生等も含めた上でやはり考えていかなければならないなあと考えておりますし、あと地域別によっても環境も違ってくると思います。

例えば、この弥富市は広い地域でございますので、弥生や白鳥、さくら、日の出という、どちらかというとし街地に近いところであったり、逆に、栄南や大藤、十四山等、市街地よりはちょっと遠いような離れたところもありますので、やっぱりそういった部分で年齢別、階層別においても地域の声が、地域別、年齢別にも反映されるような仕組みをつくっていかねばならないと思っておりますので、そのあたりに関してやはり十分に考慮しながら委員の選出を行っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今回条例として皆様のほうにお願いしております、子ども・子育て会議という形で議案として提出させていただいておりますけれども、一定の子育て支援というのは、弥富市の場合しっかりと今まで議員の皆様方の御意見も伺い、また御協議もいただきながらやってきているところでございます。

今回はその中身についてさらに深めていこうということでございますので、さらなる子育て支援という形の中で弥富市としては考えていきたい。先ほども言いましたように、児童クラブの年齢の拡大であるとか、あるいは一時保育を今後どうしていくんだという形でございます。近隣市町村等の考え方、あるいは実情ということも考慮していかなきゃならないだろうというふうに思っております。

そうした形で、今那須議員がおっしゃるように、先回、鈴木みどり議員の御質問でもございましたけれども、現在弥富市の中においても定数というか、予定数が満杯なところ、そして、そうでないところもございます。そういったことも含めて、子供のさらなる私どもとし

での取り組みという形の中においてはしっかりと考えていきたいというふうに思います。地域性のことについてもよく考慮していきたいというふうに思っております。そうしたことで、さらなる弥富市の子育て支援が強化するという形の中で、御議論をいただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） この弥富市の子育て施策というのは、弥富市にとってブランドとも言える重要な施策ですね。財政にとっても、たくさんの若い方がこちらに編入されて住まわれているということで、本当にこの弥富市の基盤となる重要なところになってくると思います。さまざまな方向から検討していただき、この弥富市のすばらしいところを守って発展させることを強く求めて、質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。

再開は10時55分とします。

~~~~~  
午前10時45分 休憩  
午前10時55分 再開  
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。

決算に関して数点、特徴的な問題についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、国民健康保険特別会計についてを、市長を中心に基本的な問題についてお尋ねをいたします。

お手元にA3、手書きのちょっと走り書きで汚い書き込みでございますが、2枚を用意させていただきます。最初は国民健康保険の特別会計の件でございますので、表になっている表を使いながら質問をさせていただきます。

今回は、非常に国民健康保険の特別会計が大きく財政的な理由で変動したこともございまして、こうした3年間の収支決算の特徴を踏まえて、安定した運営を図っていただくことについて市長にお尋ねをいたします。

この表の下のほうの大きく2段に書いてありますが、平成22年度の年度末の基金の残高はゼロ、実質収支額、要するに市からも2億3,000万円の法定外負担をしていただいて、さらに、場合によっては3,000万の上乗せをするということも考えていただいておりますが、これが、やっと支払いを全部終わって1,800万余り残って、これに大変驚いて大幅な値上げの想定をしましたが、23年度は収支残が1億7,300万円、24年度はさらに2億9,200

万円、基金と翌年度への繰越金ですね、収支残を残す結果になっておりまして、びっくりするほど大きく動きましたが、この要因は、1つは、平成20年に後期高齢者医療制度に75歳以上の方を移行させたことに伴いまして、そうした負担金もありまして保険税の引き上げが行われ、さらにこの間に、上段の表を見ていただくとわかりますが、20年度には1人当たり平均の国保税が9万5,456円でありましたが、21年度は9万4,829円、22年度は9万390円。要するに働く人たち、特に国保の加入者の皆さんの収入が大幅に低下をしておりますので、税率そのままでどんどん減っていくということが財源不足の大きい要因になりましたが、もう1つ、22年度で見させていただきますと、22年度につきましては、国保税が31.2%、弥富市の繰入金が13.4%、これも大幅にふえております。それから、国と県の支出金を合わせて30.8%でありましたが、一番このときに大きな変動があったのは前期高齢者交付金、これは老人保険特別会計などに国民健康保険や他の社会保険の高齢者の調整ということで出しておりましたお金が、今度は前期高齢者交付金という形で国民健康保険のほうに来るようになっておりましたが、前々年の1人当たり7万3,000円から5万5,539円に、20年度は26%近くを占めておりましたのが19%に低下をする。そして、療養給付費交付金と合わせましても、翌年度は34.8%、今の決算の24年度は37.5%が24.3%に大幅に引き下がったものであります。

私、他の周辺の蟹江町だとか愛西市についても、本当にこういうことが起こっておるかということで調べてみましたが、確かにいろいろ以前の支払いだとか医療費だとか高齢者の数だとか、いろんな条件で、翌年ということではなくて、非常に複雑な仕組みになっておりますからどこも変動がありますが、こんな大きい変動があったのは、私が両市町で聞きましたら、こういう変動はそこはなかったことから、蟹江町などは値上げもせずはずうっと対応しておりますし、愛西市はたまたま合併のときに4町村の一番安いものに全部、国保だとか保育料を合わせるということをとってかなり下げておりましたが、ここで値上げを愛西市もすることになったということなんですが、要するに、この後の24年度の決算なんかを見ると、こんな値上げをしなくても十分やっていけたのではないかというふうに思いますが、この辺についてはどのようにお考えになっているか、基本的なところでお答えいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

国民健康保険という状況の中で、いろんな角度から御質問をいただくわけですがけれども、議員から示していただいております資料においてもそうですけれども、平成22年、あるいは23年という状況では歳入の落ち込みが非常に厳しかったという形の中で、私どもも年度末の基金残高を少し持っておったわけですがけれども、底をついたという状況でございます。



そうした形の中において、市民の皆様方の御理解をいただき、国民健康保険税というものを平成23年度に改正をさせていただいたということでございます。そして、その皆様方の御協力によりまして、23年度、24年度という形の中で大きく良好な形に推移してきたと。

しかしながら、まだまだ23年度におきましても、そしてまた24年度におきましても、一般会計からの繰り入れという形の中では、23年度、24年度は2億円、そして25年度は1億7,000万というような状況の中で、国民健康保険のあるべき姿という状況の中で、国保運営がスムーズにいくように一般会計から法定外の繰り入れをさせていただいたところでございます。

本年度、平成25年度におきましても、現状は良好な推移を示してきておるわけですが、やはり私どもといたしましては、一定の基金は持つべきだろうという状況の中で御理解もいただきたいというふうに思っております。そんなような状況を数年続けていかなきゃならないというようなことを考えております。

あのときに改正しなくてもよかったんじゃないかという御質問でございますが、一般会計からの繰入金もしてきました。そしてまた、基金も底をついてきたというような状況でございます。高齢化社会がますます進展する中において、国保運営が少しでも安定していくような状況で持っていきたいというふうに思っております。

これからの年度におきましても、一応基本的には一般会計からの繰り入れを、皆さん方にも御理解をいただきながら、平成25年度と同額の推移という形の中で考えていきたいというふうに思っております。

もう一方では、国のほうが今国民健康保険に対するさまざまな運用の方法を考えておるようでございます。その辺の推移についてもしっかりと注視していきたいと、一番大きな柱は市町村単位から都道府県単位の運営にどう持っていくかというようなことが言われておるわけですが、そんなところを注視していきたい。あるいは社会保障・税一体改革という状況の中での国民健康保険ということに対する保険税のあり方、この辺のところをしっかりと注視していかなきゃならないだろうというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 国民健康保険につきましては、旧弥富町時代から、愛知県の保険税でいいますと、医療費の変動もありますが、保険税につきましては真ん中よりもかなり安い状態です。うっと推移をしてきたんですが、ここに来てほぼ真ん中まで引き上げられると、そして、この間、今市長もお話がありましたが、多いときには2億3,000万円の一般会計からの繰り入れをして保険税の値上げを抑えてまいりました。

ところが、今回、国の交付金なんかは予想したよりも大きいということもありまして、保

険税も上げましたが、結局財政に多少余裕が出たということもございまして、25年度につきましては、前年より3,000万減らしておりますが、今、市長もある程度の基金は持つべきだというお話がありましたが、下の表を見ていただいてもそうなんです、要するに予測をしてお金をいただいて、翌年度に精算をするという仕組みになっておりますので、それも大きいお金が動く。例えば22年度につきましては、前年度のもらい過ぎたお金を約6,000万円ほど返す。そして、22年度は翌年に精算するお金は3,100万余りでございますから、実際には、22年度の単年度だけで見ると、上の額よりも2,800万ほどまだ残ってもしかるべきだったものがそういう状況にならんかった。

いずれにいたしましても、23年度は前年の3,100万分を払ったんですが、24年度に9,200万精算しなきゃいかん分を余分にもらっていますから残しておいて、したがって、23年度は、表に出た1億7,300万に対して約6,100万ほど実際にはマイナスになっているとか、24年度は、前年の分を9,200万余り精算をした関係で、25年に持ち越した精算金というのは7,200万円ほどでございますので、実際には2億9,200万よりもまだ2,000万ほど残っておるというふうに考えられる。

こういう非常に複雑な仕組みを持っておりますことから、1つは、ここで少々お金がふえたから繰入金を下げるという考え方は改めていただいて、しかも、24年度を見ていただきますと、国保税は前年に比べて、既に23年度9万9,866円が、収入減でございますから、同じ税率だったこともありまして9万7,682円になり、さらに今年度は下がっていく傾向にありますよね。そういうことから見ると、やっぱり今続けてきた、少なくとも2,000万、以前は2,300万まで出しておりましたが、全県的な国民保険税の位置だとか、あるいは医療費の現在の状況から見まして、減らすのではなくて、繰り入れはきちんとしていただく、そして、そういう状態が安定して医療費が減るとか、支出が下がっていくという状況になれば、やっぱり以前のような位置に引き下げていくというんですか、こういうことをお考えいただきたいと思います。

なぜ私がそういうことを申しますかといいますと、実は国民健康保険税の加入者というのは非常に所得の低い人たち、要するに他の社会保険に入れない全ての人たちを無条件で市町村が受け入れるという制度でございますので、以前は、70歳以上は老人保健だとかということで別の会計でありましたが、今は後期高齢者医療保険になりまして、70歳から74歳までは国民健康保険でかなり医療費がかかる人たちを負担するということが、他の制度からの負担もあります、実際にはそのことがやっぱり医療費の高騰を招きまして、国保税の引き上げや市の負担もふやさざるを得んような状況になっておりますが、実際の加入者の状況ですね。実績報告書にもありますが、世帯数でいうと6,182世帯の37.8%、加入者につきましては1万6,340人で、全人口の26.2%が今国保の加入者になっておりますが、そのうちの1,268世帯、

20.5%は所得が33万以下の世帯所得で、国民健康保険税の均等割、平等割、要するに世帯割と1人当たりの負担分が70%の減額が受けられることになっている世帯であります。さらに、そのほかに261世帯が50%の軽減を受けておりますが、この世帯につきましては、世帯所得が33万円プラス世帯主以外の保険者の数掛ける24万5,000円を合わせた額以下の世帯、それから、2割軽減という、7・5・2というのは国の制度でございますが、この対象になる世帯も749世帯、これは世帯所得33万円プラス世帯主も含めた加入者1人当たり35万円の所得以下ということでございまして、749世帯、合わせまして2,296世帯は、全加入者の37%がこういう低所得者層に属してございまして、本当に生活保護基準を割り込むような状況の人たちも少なくないという状況のもとで、これだけの軽減を受けたってかなりの負担になっておりますよね。

そういうこともございまして、前回の会計のときにもなるべくこういう人たちの保険税は上げないという配慮もされましたが、それにしましても、今の保険税というのは、24年度現況で見ますと愛知県全体の真ん中ぐらいになっているというふうに見ております。

少なくとも、今後、国がどういうふうに変えていくかということもございしますが、もともとのこの制度は、先ほども申し上げましたように他の社会保険制度に加入できない人たち、あるいは高齢期を迎えて医療費が大幅にふえる人たちを市町村の責任でやっていくという制度でございますから、医療制度と同時に社会保障制度で、場合によっては全額の保険税の免除、あるいは減額、医療費につきましても減額、免除していくということを前提にして成り立っている制度でございますので、可能な限りこの人たちの保険税を抑えるということにつきましては、市長も前から言っておりますが、弥富の福祉を後退させないという立場から、せめて従来続けてまいりましたそういう愛知県全体の位置を守っていただくための配慮をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員のほうから、国保に加入してみえる方の実情ということをお聞きするわけでございますけれども、私も全く同感でございまして、比較的所得の低い方がこの国民健康保険に加入していただいているということについては重々理解をしているところでございます。

しかしながら、私どもといたしましては、この高齢化社会、医療の分野においているんなことを心配していかなきゃならないということもございします。例えば風邪が大流行するような状況においては、そういった形の中での基金というようなところも必要となってくるわけでございます。また、東日本大震災というような災害に対する医療給付ということに対しても、今後は考えていかなきゃならないというような形で、やはり一定の基金というものは持っていないと、安心して皆様方の国保に対する医療ということに対しては運営できないだ

ろうというふうに思っております。

先ほどもお話ししましたように、今後も一定額という状況の中で一般会計から繰り入れをさせていただきまして、しっかりとした国保運営をしていきたいというふうに思っております。

国、あるいは県がどのような方向でということもあるわけですが、まずは私どもの基礎自治体がしっかりした国保運営を考えていかなきゃならないだろうというふうに思っておりますので、いろんな変化がございましたけれども、その変化も注視しながらしっかりと運営できるように努力していきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 弥富市の場合には、従前から国民健康保険税に対する一般会計の繰り入れにつきましても、保育料などの値上げをしない、医療費の無料制度につきましても、全県水準を上回るようなレベルにするということとあわせて、以前から、旧弥富町時代から議会や行政当局の合意に基づいて、全県的な位置をなるべく上げないようにするという努力を重ねてまいりました。

この間いろんな議論がありまして、議員の中には実際に事業所を運営しておられて、社会保険の加入者の方もありますが、そういう方たちも含めた議論の中で、そうした無条件で市町村が他の社会保険に入れない人たちを抱える制度であるということや、高齢になって退職をして医療費の負担が大変かかる人たちを抱える制度であるということから、一定の負担はやむを得ないと、他の全県でやっているようなことはすべきだというようなことは議会でも繰り返しの議論の中で合意をされてやってきたことでございますので、そうした趣旨を守って、この制度はぜひもっともっと充実させていただき、後退させない制度にさせていただくということを強く求めまして、少し具体的な問題についてお尋ねをさせていただきます。

この国民健康保険制度の医療費の無料、あるいは保険税の減免だとか、こういうことにつきましては、国のほうから県も市町村の対応というのは法律の趣旨から見るとおこなっているということで、数年前には一斉に県下でもそうした減免基準なども改めてつくって対応しておりますが、弥富市の基準は全県的に比べても決して他に劣るものではないと思いますが、担当課に資料を出していただきますと、例えば国保税のこの1年間の減免についての市の基準に基づく相談ですね。さっき私申し上げました7割、5割、2割というのは法律に基づく国の制度でございますが、実際に生活が困難な人たちに対して、申請を受けて軽減するということですが、相談が30件あって、決定したのは22件で、税が減額したのは73万8,600円と。それから、医療費の自己負担分についても減額したり免除するという制度がございますが、これにつきましては相談件数1件で、決定ゼロであったと。

後期高齢者医療制度につきましては、これは申請じゃなくてというとおかしいんですが、

1つは、以前は県と市が共同でやっておりましたひとり暮らし非課税老人につきましては、県が廃止をしたことから市の独自の制度で、ひとり暮らし非課税老人については、医療費分を減額するという制度でございますが、これは101の方が受給をされる。それから、県の後期医療制度の中で精神障害者、要するに認知症なんかの一定の条件の方についていうと、一般の精神障害者の医療制度の精神障害の分だけを負担するという制度ではなくて、医療費そのものを負担する制度だと思っておりますが、これについては382の方が受給されているということで、申請でない制度ですね、要するに一定の条件を満たした人に対して手続がとられた場合に、例えば精神障害者医療などの手続をとられた方について減額や免除するという制度は、あるいはひとり暮らし非課税老人というのは機能しておりますが、申請に基づく制度というのは、実際にいい制度があってもなかなか機能されていないと思っておりますが、その辺についてはどのようにお考えか、これは担当の方になると思っておりますが、国保、介護とも担当の方から。

介護については、保険税の減免についての相談は1件あっただけということでございます。少し申し上げておきますと、実は国保のほうも非常に所得の低い方ではありますが、介護のほうの所得の低さはもっと際立っておるんですね。

例えば第1段階は生活保護の方を中心にした人でございますが、これが1.1%あります。第2段階は世帯全員が非課税で、本人の収入が公的年金と前年度所得合わせて80万以下の人。これにつきましては、さっきの国保の33万所得よりもはるかに低いレベルですが、これが9.9%の975名、それから第3段階、第4段階で、要するに世帯全員が非課税、本人も非課税。これは、所得が33万あれば市民税の均等割や所得割も単身だと絶対かかりますし、それから均等割は所得が二十数万、家族が多くなればもう少し上でないとかからんようになりますが、国保よりももっと低い人たちが第4段階までで1,789名、18.1%もの人がおって、しかも、ほとんど年金から天引きで滞納もゼロに近い状態ではありますが、ここは、せっかくの減免の相談がゼロというふうになっておりますが、この状態について、以前から本当に公平な法律や条例や規則に基づいた市民サービスということで改善をしてほしいということを繰り返して求めてまいりましたが、本年も少なくとも申請をしてやるという制度についてはほとんど利用できない状態になっておりますが、この辺についてどのように感じておられるか、御答弁いただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、三宮議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険税や介護保険料の減免につきましては、市独自の減免制度としてそれぞれの規則で規定しております。

議員のおっしゃるように、平成24年度の国民健康保険税の減免ですが22件、介護保険料に至っては、年金受給額から天引きされるという特別徴収ということもありまして、その特別徴収の方は91.1%を占めるんですね、ほとんど。そういうこともありまして、納付を含めた相談はありましたが、実質、減免件数はゼロという結果に終わりました。

国民健康保険税や介護保険料の減免につきましては、周知というものが大きな問題になってきていると思っておりますが、まだまだその周知については、議員もおっしゃいますように、周知ができていない状況ということは私どもも十分承知しております。今後については、有効な周知の方法を新年度に向けて検討を重ねていく必要を感じております。

国保の一部負担金であったり、介護保険の利用料の減免につきましても同様に、よりよい周知の方法ということをもますます検討していく必要を感じております。以上でございます。  
議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 要するに、滞納している方からいただくということではいいですと、ここ数年、特に機構ができて非常に厳しい対応がされております。24年度の国民健康保険と、それから市民税、固定資産税、こういうものの滞納整理による滞納分の納付、それから14.数%という延滞金の納付につきましても、国民健康保険とそれから税、合わせますと、24年度は2億4,000万円ほどの税、要するに税と国保税を合わせたもので約2億円、延滞金の納付で4,000万円ほどの収入がありましたが、本当にすさまじい取り方が行われております。

例えば、もう古くなって、土地としては資産価値があるにしても家としては資産価値がないようなところについても中古で買ったり、あるいは商売の失敗やらいろんなことがあって、サラ金なんかの担保になっておるものも含めて差し押さえが行われている事例もあります。

実際には、そういう場合に差し押さえをした場合には、最終的には本人がそこから立ち退いて生活するをするためには、新しく家を借りる費用だとか、転居する費用だとか、数カ月分の家賃程度は差し押さえをしたほうが負担をしなきゃならない仕組みになっておりますが、そういうことも十分住民に周知されないまま、だから滞納しておること自身はいいことではありませんが、普通の方はみんな払っておるんだから、あなたの努力が足りんからこういうことになったんだから払うのは当たり前ですと。一括して払うか分割で払うか、とにかくことしじゅうに払うということを要求して、1点条件をつけて、その場合でも、払うということが誓約をされても、なおかつ延滞金が残るということで差し押さえをするという事例もあります。

私は、これほどの形で取るほうに行政として力を入れるならば、市民の権利として、減額や免除、仕組みを条例や規則で定めたら、やはりきちんとそれも適用できるようにしていただく。

とりわけ、どちらかというとい前は結構滞納について甘い対応をしておりまして、私自身

が実際に聞いた事例でも、ちょっと以前であります、全額、そんな収入が多くない人ですが、払う場合には、延滞金については2分の1にするとか、そういう処理も、市が単独でやっておりましたときにはされておりまして経緯もございまして、今は一切、要するに法律に基づいて取れない状況になるまでは取っていくと。しかも、さっき言いましたように、本人には実際に、差し押さえをして市が競売にかけた場合に、少なくとも新たに家を借りる費用、それから引っ越しの費用、数カ月の家賃相当額を負担するというようなことは説明がされずにやっておりますから、競売にかけられるというふうになるとあしたから住むこともできなくなる、今の生活や仕事を続けることができなくなる、こういう恐怖心から、本当に親戚から借りたり、いろんな人から借りて支払うというような事例まで出ておりますが、やはり1つはきちんとなるべく早い段階で減額や免除ができるものについてはやっていく。そしたら、過重な一括して最後に処理をしなければいかなような事態にならないような市の努力が、決して十分でなかったことが今またこんな形になってきておりますので、こういうことを避けていくためにも、減額や免除、きちんと法律に基づく延滞金を発生させないような措置や、こういうものができる人についてはきちんとしていただくという努力と同時に、少なくとも最小限住むだけの家等につきましては、そんな形で差し押さえをして、あるいは差し押さえることを前提にして締め上げるというようなことは避けていただいて、やっぱり法律に基づいた住民の権利をきちんと守る、こういうことを貫きながら対応していただくという2つのことを強く求めたいと思いますが、御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 国民健康保険税であるとか介護保険料の減免に対する周知徹底をしてほしいということでございますけれども、これにつきましては、その一定の条件に当てはまる方に対して御案内をさせていただくということは極めて難しい部分も実はあるわけでございまして、今そのような方法をとっておりませんけれども、他の自治体でそのような方法をとっているということがあるかもしれませんので、一応よく検討していきたいというふうに思っております。そして、一定の条件に当てはまる方に対して、こういう制度がありますよということを周知していくということでございます。

また、私ども相談窓口としては、それぞれの所管の窓口に来ていただいておりますけれども、そういったことに対する表示・案内ということについても検討していきなかならないだろうというふうに思います。しかし、これは非常にソフトにやっていると、誤解を招きかねないということもございまして、十分気をつけてやっていきたいというふうに思っております。

愛西市さん、あるいは蟹江町さん等々、この近隣のところにおいても、この減免ということについては、私ども同様に非常に少ない、そういうような現実の状況でございます。窓口

に御相談いただければ、こういう制度がありますということで御案内できると思います。

その辺のことにつきましても、一番最初に申し上げましたように、一定の条件に当てはまる方に対してどのように御案内するかということについて、一度十分検討していきたいというように思います。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） ぜひ、今市長もやっぱりそれは必要なことだということで御答弁いただきましたが、なかなか広報で出しても、ホームページに載せても、そういうことを文章でただでわかるという一般市民ほとんどいないんですね。そうすると結局、いろいろ私もあちこちで聞いてみますと、具体的に本当に役所に相談をして解決ができたという事例が発生すれば、そういう人たちの口コミで、こういう場合は相談すればいいよというふうに初めてなるのではないかというふうに、よその事例なんか見ると、それから、以前に民生部長が言われておりましたが、今の仕事が大変忙しい中で、どんどん制度も変わっていきますし、大変な状況の中で、できたら申請というもの以外にも一定の条件に当てはまる人たちについては制度としてやっていくと。

例えば、今ひとり暮らし非課税老人は、医療費については、後期の人は市が負担をする仕組みになっておりますが、お年寄りだけの世帯についても非課税だったり、一定の収入以下ですね。収入条件はつける必要があると思います。非課税でも一定の収入がある人はおりますからね。そういう人については、他の人たちの扶養も受けることができない、扶養家族にならないような高齢者だけの世帯等については、今の後期のひとり暮らし老人のような対応ができるようにしていくとかということも含めて、どんどん今職員が減っておりますので、そして制度も変わって複雑になっておりますので、そういうことが実際に実行可能な、しかも一般市民の方が見ても無理ないな、これは必要だなというような方法にしていくのか、それとも長くそういう職につかれた市の職員のOBの方を相談員にして、とにかく全部やるなんていうことはとても制度としてできないと思います、今の状況ではね。そうすると、具体的にそういうことが進行する状態を町の中につくり、そして、そういう相談をすると、弥富市はこういう制度を持っているから助かったというようなことが口コミで広がるような状況もつくっていくのか。

いずれにしましても、今市長おっしゃられたように、これについては知恵を出していただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

今使った表じゃないほうの、もう1枚の、走り書きにしましたんで非常に読みづらいんですが、ごらんいただきたいと思います。

実は、さきの一般質問でも、市長は都市計画税については、市の財政計画や行政計画、総合計画との絡みの中で必要性もはっきりして、その上でというお話だったんですが、私は、



今の現状を見ると、収入のない人たちの本当に大きな負担になっているということと、もう1つは弥富の固定資産税が尾張9市、あるいは蟹江町含めて極端に高いものになっていて、この面からも支払いの限度に来ておるということを、24年度の決算及びこの間の全体の流れの中でぜひ御理解いただきたいと思ひましてこういう表をつくってみましたんですが、まず表1の上のほうの表ですね。弥富市、あるいは町の税収と固定資産税の割合ですが、昭和49年、私の手元にありました資料で、財政状況という総務省の基準に基づいてつくった資料であります。これを見ますと、税収総額は6億1,900万円でありました。固定資産税は1億8,400万円、町民税は2億7,200万円で、税収全体に占める割合は、固定資産税で29.7%、町民税は43.9%であります。人口1人当たりになりますと、固定資産税が6,882円、町民税は1万174円で、固定資産税に対して町民税の割合は147.8%と、ほぼ1.5倍でありました。

この時期は、市街化区域農地は線引きはされておりましたが、まだ課税が行われていない時期でございました。60年当時も、割合は変わっておりますが、弥富で住民税、市民税・町民税が一番ピークだったのが平成4年なんですね。46億2,500万のうち、町民税は22億4,500万、固定資産税の18億800万の39.1%に比べて町民税は48.5%、1人当たりでいうと5万2,117円と6万4,714円でありました。

これが、結局、その後収入が低下を続けてきたことから、平成19年度以前に定率減税の20%、恒久減税と言っていたのが廃止されたり、あるいは配偶者控除と配偶者特別控除が併用できなくなったり、老年者控除が私たちの年代から50万認められておったのがなくなったりということの中で大幅に税率を上げたことと、平成19年度からですが、保育料の運営費負担金だとか、学校なんかの補助金・負担金なんかを大幅に減らすかわりに税源移譲を国が行いました。平成20年度で言いますと4億3,000万円ほどの税源移譲が行われておりますが、そういうものと引き比べても、29%、30%台だった固定資産税が53%になる。そして、住民税はそれでも固定資産税の65%まで低下すると。どんどん、収入じゃなくて固定資産税で弥富の財政が潤うという状態が続けられております。以前と同じというよりは、以前に比べて20%の定率減税がなくなったり、さっき言ったような特別控除がなくなったもと言いますと、ついに20年度には固定資産税の半分近くになる、この24年度当決算では43.7%しか市民税では、要するに収入で払う税金ですから、賄えないと、こういう状況になってきているということ。

それから、その下のほうに、表2のほうですが、税収総額に対する固定資産税と都市計画税の合計の割合を入れてみました。どの年度をとっても、弥富が都市計画税を取っておるところに比べて全部トップなんですよ。しかも、岩倉市などと比べると、10%近く全体の税収に占める固定資産税の割合が多い。西部臨海工業地帯もありますが、もう一步この間、実は都市計画税がないこともありまして、これを活用して賃貸住宅などをつくった、特に市街

化農地を持っておられた皆さんの努力が本当にぎりぎりのところまで行われた結果こうなっているということについても十分お調べいただきまして、要るお金を決めて今後の税収を考えるんじゃないくて、やっぱり市民の暮らしの実態も考えて今後の事業計画も考えていくということをご希望いただきたくて、この表をきのう慌てて、全体の、よそとの関係もそうでございますが、弥富のものについても調べてまいりましたので、こういう状況になっておるとということについて市長はどういう感想をお持ちか、御答弁いただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 都市計画税につきまして、三宮議員のほうからのお話をいただくわけですが、私は6月議会、そして9月議会というような状況の中で、議員のほうからも御質問をいただいているところでございます。

確かに、税収、大変厳しい状況の中で、私どもの基幹税である固定資産税は大変、その構成比的にも順調に伸ばしていただいております。これは、大きくは平島等で行われました区画整理事業が大きく貢献しているという状況でございます。そこに新たに土地を確保していただき、あるいは建物をつくっていただくという形の中で、平島の区画整理事業が大きく貢献をさせていただいております。また、西部臨海工業地帯におけるさまざまな企業の進出という状況の中で、そういった貢献度も大きいということでございます。

今、仮にこの市街化区域という状況の中で、100分の0.3%という形で土地家屋にかけさせていただければ、これは仮説でございますから、そのつもりで聞いていただきたいと思っておりますけれども、既存の弥富市街地という形の中では約3億円の都市計画税というふうに考えております。そして、西部臨海工業地帯で、それは昭和60年前後のときの考え方とは少し違うわけですが、新たに創設できる都市計画税は1億5,000万でございます。そうした中で、100分の0.3%お願いするとすれば、4億5,000万の都市計画税ということがあるわけでございます。

しかしながら、今おっしゃったように、さまざまな増税感があるという状況の中で、暮らしの実態というのは、市民の皆様、住民の皆さん大変厳しい状況にあることも事実だというふうに認識しているところでございます。

しかしながら、9月議会でも議員に御報告申し上げましたように、行政改革、あるいはコストの削減という状況の中ではやはり限界があるということと同時に、まちの活性化が望めないということも私は考えていかなきゃならないというふうに思っております。

そうした形の中で、どのようにまちづくりをしていくか、都市計画を進めていくかということにつきましては、その計画、ビジョンというものを再度しっかりと市民の皆様に認識を

していただくように、理解をしていただくようにしていかなきゃならないということでございます。そのためにはという形の中で、新たな税ということも考えていかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、中期財政計画の中でお示しをさせていただいております基幹税が伸びません。そして、社会保障である医療、介護、福祉、あるいは子育て支援ということで大変大きな歳出をしております。一方では、社会資本という形の中で、まちの整備をする上においては、その上限額を決めていかなざるを得ないというのが今私ども弥富市の中期財政計画の中で示させていただいた数字でございます。

この辺のところにつきましては、いつからどのような形で税率という形の中で都市計画税をお願いするというのではなくて、議会の皆様方に私どもの考えていることを建設経済委員会等において一度御議論いただくように、私どもとしては資料を提供していきたいというふうに思っておりますので、そういった形の中でこの都市計画税を全体で御議論、御協議いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） もうそんなに時間がありませんので簡潔にいたしますが、税金につきましては、幾らそういう目的税でありましても総務委員会の所管でございますので、計画についてはそちらに出していただくにしましても、税金については総務委員会でしっかりと議論をさせていただきたいと思っておりますが、問題は、収入がどんどん低下しておるのに、いろんな弥富のまちづくりの現状からいって、固定資産税で負担をする額が、西部臨海工業地帯もありますが、それを除いてもかなりの割合で他の市町に比べて大きな負担になっており、事業をやっている人たちは限界に来ておる。

それから、年金ではとても、国のほうも例えば去年、24年度分については木造で1%、非木造で4%だとか、建物軽減をしても、実際にはそのときは幾らか減ったんですが、もうことはまたそれを超えてふえるという仕組みになっておりまして、非常に払いづらい税金になっているということに加えて、弥富の特殊な事情もありますし、実際にこういう状況のもとで区画整理やいろんな事業を進めてまいりまして、下水道につきましては農村部が先に終わっておるといような状況のもとで、今新たにこの税金を課すということは、このまちづくりの実情から見ても、実際の負担感からいっても限界に来ておるといことを重ねて申し上げて、質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案12件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会及び特別委

員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会  
といたします。

~~~~~

午前11時50分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光